

令和4年度

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

袋井市監査委員

目 次

1	監査の種類	-----	1
2	監査の対象	-----	1
3	監査の着眼点	-----	1
4	監査の主な実施内容	-----	3
5	監査の実施場所及び日程	-----	3
6	監査の結果	-----	3
第1 財政援助団体監査			
1	愛野こども園(学校法人興誠学園浜松学院大学付属)	-----	4
	・ 乳幼児保育推進事業費補助金		
	・ 幼稚園型一時預かり事業費補助金		
	・ 一時預かり事業費補助金		
	・ 障害児保育推進事業費補助金(認定こども園分)		
	・ 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金		
2	やまも製茶株式会社	-----	8
	・ 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(繰越明許)		
	・ 茶業支援対策事業費補助金(繰越明許)		
	・ 第6次産業化促進支援事業費補助金(繰越明許)		
3	袋井市袋井駅南都市拠点土地区画整理組合	-----	11
	・ 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業補助金		
	・ 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業補助金(繰越明許)		
	・ 都市再生区画整理事業補助金		
	・ 都市再生区画整理事業補助金(繰越明許)		
第2 公の施設の指定管理者監査			
1	袋井アリーナPFI株式会社	-----	14
	・ 袋井市総合体育館(さわやかアリーナ)指定管理委託(公の施設に係る指定管理委託料)		
2	メロープラザサポーターグループ	-----	16
	・ 袋井市メロープラザ指定管理委託(公の施設に係る指定管理委託料)		

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

2 監査の対象

令和3年度において、袋井市が財政的援助を行った団体の当該援助に係る出納その他の事務の執行状況及び公の施設の管理を行った団体の指定管理に該当する出納その他の事務の執行状況を対象とした。

監査対象団体	所管課	補助金・指定管理の名称
愛野こども園（学校法人興誠学園浜松学院大学付属）	教育委員会 教育部 すこやか子ども課	乳幼児保育推進事業費補助金 幼稚園型一時預かり事業費補助金 一時預かり事業費補助金 障害児保育推進事業費補助金（認定こども園分） 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
やまも製茶株式会社	産業部 農政課	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（繰越明許） 茶業支援対策事業費補助金（繰越明許） 第6次産業化促進支援事業費補助金（繰越明許）
袋井市袋井駅南都市拠点土地地区画整理組合	都市建設部 都市整備課	袋井駅南都市拠点土地地区画整理事業補助金 袋井駅南都市拠点土地地区画整理事業補助金（繰越明許） 都市再生区画整理事業補助金 都市再生区画整理事業補助金（繰越明許）
袋井アリーナPFI株式会社	市民生活部 スポーツ政策課	公の施設に係る指定管理委託料
メロープラザサポーターグループ	教育委員会 教育部 生涯学習課	公の施設に係る指定管理委託料

3 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査の着眼点

ア 所管課関係

- (ア) 補助金の交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (イ) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。
- (ウ) 補助金交付団体への指導監督は、適時適切に行われているか。
- (エ) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

イ 財政援助団体関係

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した交付申請書、実績報告等は符号するか。
- (イ) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金に係る収支の会計経理等は適正か。
- (カ) 補助金の実績報告書の内容は、実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
- (キ) 精算報告は、適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

(2) 公の施設の指定管理者監査の着眼点

ア 所管課関係

- (ア) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (イ) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- (ウ) 自主事業は適切に行われ、その収支状況は適切に把握されているか。
- (エ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (オ) 指定管理者への指導監督は、適時適切に行われているか。
- (カ) 指定管理者の経営状況等の把握に努めているか。

イ 指定管理者関係

- (ア) 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (ウ) 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、報告の内容は必要かつ十分なものとなっているか。
- (エ) 経営の安定性は、確保されているか。
- (オ) 市民の平等な利用が確保されているか。
- (カ) 市民サービスの向上及び経費の節減が図られているか。
- (キ) 利用料金制度を採用している場合には、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (ク) 自主事業は適切に行われ、収支状況は明確になっているか。
- (ケ) 共同事業体においては、代表者が構成員と効率的な連携を図り、また、構成員の収支状況を適切に把握しているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業会計と明確に区分され、適正に管理されているか。また、本部経費や剰余金の取扱いは適切に行われているか。

(サ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適切に行われているか。

(シ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

4 監査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、監査の着眼点に基づき、監査対象団体及び所管課から提出された関係書類に対し事前監査及び本監査を行い、また、団体関係者及び所管課職員から内容説明を受けた上で、事務事業の実施状況等を聴取し監査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

監査対象団体	実施場所	事前監査日	本監査日
愛野こども園（学校法人興誠学園浜松学院大学付属）	愛野こども園	令和4年10月11日	令和4年10月31日
やまも製茶株式会社	やまも製茶株式会社	令和4年10月14日	令和4年10月31日
袋井市袋井駅南都市拠点土地地区画整理組合	袋井市袋井駅南都市拠点土地地区画整理組合	令和4年10月12日	令和4年11月1日
袋井アリーナPFI株式会社	袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）	令和4年10月13日	令和4年10月31日
メロープラザサポーターグループ	メロープラザ	令和4年10月14日	令和4年11月1日

6 監査の結果

(1) 財政援助団体監査

監査対象団体の補助事業等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理され、一定の事業効果が得られているものと確認した。

各団体を所管する各課の補助金交付事務についても、おおむね適正に処理されていると認めた。

(2) 公の施設の指定管理者監査

指定管理者による公の施設の管理に該当する出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理され、指定管理者導入に対して、一定の効果が得られているものと確認した。

指定管理者の所管課についても、対象団体に対して、おおむね適正に指導監督が行われているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、団体及び関係各課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

第1 財政援助団体監査

1 愛野こども園（学校法人興誠学園浜松学院大学付属）

（1）補助金の交付団体

袋井市愛野南2-2-3

学校法人 興誠学園 浜松学院大学付属 愛野こども園 理事長 柳川 樹一郎

（2）補助金の名称

- ア 乳幼児保育推進事業費補助金
- イ 幼稚園型一時預かり事業費補助金
- ウ 一時預かり事業費補助金
- エ 障害児保育推進事業費補助金（認定こども園分）
- オ 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金

（3）補助金の目的

- ア 乳幼児保育推進事業費補助金
認可保育所及び認定こども園における低年齢児の保育サービスの充実を図る。
- イ 幼稚園型一時預かり事業費補助金
認定こども園における一時預かりの実施により保育サービスの充実を図る。
- ウ 一時預かり事業費補助金
認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所における一時預かりの実施により保育サービスの充実を図る。
- エ 障害児保育推進事業費補助金（認定こども園分）
認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所における障害児の保育サービスの充実を図る。
- オ 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所における保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を推進する。

（4）補助金交付対象

- ア 乳幼児保育推進事業費補助金
認可保育所及び認定こども園が1歳児又は2歳児を保育するに要する経費
- イ 幼稚園型一時預かり事業費補助金
認定こども園が一時預かり事業を実施するに要する経費
- ウ 一時預かり事業費補助金
認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所が一時預かり事業を実施するに要する経費
- エ 障害児保育推進事業費補助金（認定こども園分）
認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所が、保育を必要とする障害児であって、集団保育が可能で日々通所できる児童の受け入れを行うため保育士を配置する経費

オ 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金

認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所が保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を実施するために要する経費

(5) 補助金額

ア 乳幼児保育推進事業費補助金	6,264,000 円
イ 幼稚園型一時預かり事業費補助金	3,003,950 円
ウ 一時預かり事業費補助金	883,000 円
エ 障害児保育推進事業費補助金（認定こども園分）	716,800 円
オ 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金	706,680 円
合 計	11,574,430 円

(6) 補助率

- ア 乳幼児保育推進事業費補助金
 県費 1/2 市費 1/2
- イ 幼稚園型一時預かり事業費補助金
 国費 1/3 県費 1/3 市費 1/3
- ウ 一時預かり事業費補助金
 国費 1/3 県費 1/3 市費 1/3
- エ 障害児保育推進事業費補助金（認定こども園分）
 市費 10/10
- オ 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
 国費 10/10

(7) 所管課

教育委員会 教育部 すこやか子ども課

(8) 補助事業の収支状況

ア 乳幼児保育推進事業費補助金

収入 (単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
補助金	6,264,000	6,264,000	乳幼児保育推進事業費補助金
合 計	6,264,000	6,264,000	—

支出 (単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
人件費	6,264,000	6,264,000	—
合 計	6,264,000	6,264,000	—

収入総額 6,264,000 円 — 支出総額 6,264,000 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

イ 幼稚園型一時預かり事業費補助金

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	3,003,950	3,003,950	一時預かり事業費補助金
合計	3,003,950	3,003,950	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
人件費	3,003,950	3,003,950	—
合計	3,003,950	3,003,950	—

収入総額 3,003,950 円 — 支出総額 3,003,950 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

ウ 一時預かり事業費補助金

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	883,000	883,000	一時預かり事業費補助金
合計	883,000	883,000	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
人件費	883,000	883,000	—
合計	883,000	883,000	—

収入総額 883,000 円 — 支出総額 883,000 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

エ 障害児保育推進事業費補助金（認定こども園分）

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	716,800	716,800	障害児保育事業費補助金
合計	716,800	716,800	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
人件費	716,800	716,800	—
合計	716,800	716,800	—

収入総額 716,800 円 — 支出総額 716,800 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

オ 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	706,680	706,680	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
合計	706,680	706,680	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
事業費	706,680	706,680	—
合計	706,680	706,680	—

収入総額 706,680 円 — 支出総額 706,680 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

(9) 団体に対する監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入・支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する次の事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

交付申請及び実績報告書等の提出にあたり、稟議書等の作成をされているが、取扱日等の記載の不備が見受けられたため、事務処理にあたっては、最後まで確実に処理を行うよう留意されたい。

(10) 所管課に対する監査所見

ア 補助金に係る交付決定及び交付確定並びに支払手続きについては、適正に処理されていることを確認した。

イ 乳幼児及び幼児保育事業においては、補助金制度の数や交付対象団体が多いため、対象団体から提出される交付申請や実績報告、補助金請求に係る事務処理について、内容及び計数等の確認を確実にし、処理の遅延とならないように留意されたい。

2 やまも製茶株式会社

(1) 補助金の交付団体

袋井市豊沢336

やまも製茶株式会社 代表取締役 山崎 富

(2) 補助金の名称

ア 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（繰越明許）

イ 茶業支援対策事業費補助金（繰越明許）

ウ 第6次産業化促進支援事業費補助金（繰越明許）

(3) 補助金の目的

ア 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（繰越明許）

地域における農産物生産の収益性向上に計画的に取り組む産地の生産体制の強化及び集出荷機能の改善に向けた取組を総合的に支援する。

イ 茶業支援対策事業費補助金（繰越明許）

良質茶の生産及び茶園の生産性向上による市茶葉の活性化を図るため、被覆茶などの付加価値の高い茶の生産及び茶園基盤整備に対し補助金を交付する。

ウ 第6次産業化促進支援事業費補助金（繰越明許）

本市の農業生産額を向上させるため、6次産業化及び国際水準GAP等の第三者認証取得を推進するための経費について補助金を交付する。

(4) 補助金交付対象

ア 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（繰越明許）

収納性向上を目的とした次の①から⑫の施設整備に要する費用

①育苗施設、②乾燥調製施設、③穀類乾燥調製貯蔵施設、④農産物処理加工施設、⑤集出荷貯蔵施設、⑥産地管理施設、⑦用土等供給施設、⑧農作物被害防止施設、⑨生産技術高度化施設、⑩種子種苗生産関連施設、⑪有機物処理・利用施設、⑫農業廃棄物処理施設

イ 茶業支援対策事業費補助金（繰越明許）

茶生産に使用する農業機械及び荒茶加工施設で使用する機械の購入、修繕又は改修のいずれかに要する経費で総額が200万円を超えるもの

ウ 第6次産業化促進支援事業費補助金（繰越明許）

グローバルGAP、AS IAGAP、JGAP等の国際水準GAP又はそれに準ずる第三者認証について、すでに取得済みの認証の維持継続に係る手続きのために認証機関に対して支払いを要する経費で総事業費20万円以上のもの

(5) 補助金額

ア 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（繰越明許） 63,885,000 円

イ 茶業支援対策事業費補助金（繰越明許） 990,000 円

ウ 第6次産業化促進支援事業費補助金（繰越明許） 200,000 円

合 計 65,075,000 円

(6) 補助率

ア 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（繰越明許）

国費 1/2（国財源の県補助金） 限度額：補助基本額の1/2

イ 茶業支援対策事業費補助金（繰越明許）

市費 1/5 限度額：1,000,000円

ウ 第6次産業化促進支援事業費補助金（繰越明許）

市費 1/2 限度額：200,000円

(7) 所管課

産業部 農政課

(8) 補助事業の収支状況

ア 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（繰越明許）

収入 (単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	63,885,000	63,885,000	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
自己資金・借入金	78,429,310	78,429,310	—
合計	142,314,310	142,314,310	—

支出 (単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
事業費	142,314,310	142,314,310	いちご栽培に係る低コスト耐候性ハウス、集出荷施設の整備工事（追加工事費を含む）
合計	142,314,310	142,314,310	—

収入総額 142,314,310 円 — 支出総額 142,314,310 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

イ 茶業支援対策事業費補助金（繰越明許）

収入 (単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	990,000	990,000	茶業支援対策事業費補助金
自己資金	3,960,000	3,960,000	—
合計	4,950,000	4,950,000	—

支出 (単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
事業費	4,950,000	4,950,000	蒸気ボイラー導入（更新）費用
合計	4,950,000	4,950,000	—

収入総額 4,950,000 円 — 支出総額 4,950,000 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

ウ 第6次産業化促進支援事業費補助金（繰越明許）

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	200,000	200,000	第6次産業化促進支援事業費補助金
自己資金	807,600	807,600	—
合計	1,007,600	1,007,600	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
事業費	1,007,600	1,007,600	GAP認証更新費用
合計	1,007,600	1,007,600	—

収入総額 1,007,600 円 － 支出総額 1,007,600 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

(9) 団体に対する監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入・支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、適正に処理されていることを確認した。

(10) 所管課に対する監査所見

補助金に係る交付決定及び交付確定並びに支払手続きに係る事務処理の流れについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する次の事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、工事施工業者決定にあたって競争入札を行っており、適切な対応を取られている。しかしながら、事業費決定の結果、当初の交付申請における事業費と入札執行後の事業費に差が生じたため、変更申請手続きを行っている。交付申請にあたって、事業費の積算は、過大、過少、誤算等の無いように、丁寧に行う必要がある。所管課は、補助団体に対して適切な指導を行う必要があることから、補助団体や関係者との連絡や情報収集により、補助制度に関連する基準等を確認し指導に当たられたい。

3 袋井市袋井駅南都市拠点土地区画整理組合

(1) 補助金の交付団体

袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市袋井駅南都市拠点土地区画整理組合 理事長 門名 正樹

(2) 補助金の名称

ア 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業補助金

イ 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業補助金（繰越明許）

ウ 都市再生区画整理事業補助金

エ 都市再生区画整理事業補助金（繰越明許）

(3) 補助金の目的

交通結節点の整備強化及びうるおいのある良好な市街地整備により、中心核となる都市拠点の充実に資するため。

(4) 補助金交付対象

ア 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業補助金

土地区画整理法第6条に規定する事業計画に定める事業に要する経費

イ 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業補助金（繰越明許）

土地区画整理法第6条に規定する事業計画に定める事業に要する経費

ウ 都市再生区画整理事業補助金

補助対象事業に要する経費のうち、「土地区画整理補助事業の執行について」

（平成15年5月27日付国都市第67号国土交通省都市・地域整備局長通知）別紙第2組合等区画整理事業実施要領第7に定めるもの。

エ 都市再生区画整理事業補助金（繰越明許）

補助対象事業に要する経費のうち、「土地区画整理補助事業の執行について」

（平成15年5月27日付国都市第67号国土交通省都市・地域整備局長通知）別紙第2組合等区画整理事業実施要領第7に定めるもの。

(5) 補助金額

ア 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業補助金 139,837,215 円 ※

イ 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業補助金（繰越明許） 74,338,979 円

ウ 都市再生区画整理事業補助金 329,344,000 円 ※

エ 都市再生区画整理事業補助金（繰越明許） 318,258,000 円

合 計 861,778,194 円

※ 記載の金額は、補助金交付決定額であり、翌年度への繰越額を含む。なお、繰越分の補助金収入及び事業費支出は、令和4年度である。

(6) 補助率

ア 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業補助金

市費 10/10

イ 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業補助金（繰越明許）

市費 10/10

ウ 都市再生区画整理事業補助金

国費 1/2 市費 1/2

エ 都市再生区画整理事業補助金（繰越明許）

国費 1/2 市費 1/2

(7) 所管課

都市建設部 都市整備課

(8) 補助事業の収支状況

ア 袋井駅南都市拠点土地地区画整理事業補助金

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	139,878,000	134,537,215	袋井駅南都市拠点土地地区画整理事業補助金
合計	139,878,000	134,537,215	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
調査設計費	7,500,000	14,627,571	組合運営支援委託料
公共施設整備費	18,150,000	41,176,082	修繕費、手数料等
宅地整備費	34,198,000	8,921,000	宅地造成工事
補償費	19,728,000	23,657,866	移転補償費
埋蔵文化財調査費	30,302,000	28,061,296	重機等借上料等
負担金	30,000,000	18,093,400	水道負担金
合計	139,878,000	134,537,215	

収入総額 134,537,215 円 － 支出総額 134,537,215 円 ＝ 0 円 翌年度への繰越なし

※ 記載の金額は、令和3年度における実額である。なお、当該事業には、次年度への繰越事業5,300,000円があり、繰越事業分の収支は令和4年度である。

イ 袋井駅南都市拠点土地地区画整理事業補助金（繰越明許）

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	74,338,979	74,338,979	袋井駅南都市拠点土地地区画整理事業補助金（繰越明許）
合計	74,338,979	74,338,979	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
調査設計費	6,523,000	6,523,000	組合運営支援委託料
公共施設整備費	25,254,705	25,254,705	修繕費、手数料等
補償費	12,203,445	12,203,445	移転補償費
埋蔵文化財調査費	10,486,468	10,486,468	重機等借上料等
負担金	19,871,361	19,871,361	水道負担金
合計	74,338,979	74,338,979	—

収入総額 74,338,979 円 － 支出総額 74,338,979 円 ＝ 0 円 翌年度への繰越なし

ウ 都市再生区画整理事業補助金

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	329,344,000	233,444,000	都市再生区画整理事業補助金
合計	329,344,000	233,444,000	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
調査設計費	3,000,000	384,665	物件調査、区画道路設計
公共施設整備費	49,000,000	35,686,198	道路・調整池工事
宅地整備費	7,000,000	0	—
補償費	246,344,000	179,511,737	移転補償
埋蔵文化財調査費	24,000,000	17,861,400	空撮測量委託、作業員賃金
合計	329,344,000	233,444,000	

収入総額 233,444,000 円 — 支出総額 233,444,000 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

※ 記載の金額は、令和3年度における実額である。なお、当該事業には、次年度への繰越事業5,300,000円があり、繰越事業分の収支は令和4年度である。

エ 都市再生区画整理事業補助金（繰越明許）

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	318,258,000	318,258,000	都市再生区画整理事業補助金
合計	318,258,000	318,258,000	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
調査設計費	1,300,000	12,584,000	物件調査、区画道路設計
公共施設整備費	70,200,000	52,379,174	道路・調整池工事
宅地整備費	0	16,819,000	宅地造成工事
補償費	220,158,000	215,719,928	移転補償
埋蔵文化財調査費	26,600,000	20,755,898	空撮測量委託、作業員賃金
合計	318,258,000	318,258,000	

収入総額 318,258,000 円 — 支出総額 318,258,000 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

(9) 団体に対する監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入・支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、適正に処理されていることを確認した。

(10) 所管課に対する監査所見

補助金に係る交付決定及び交付確定並びに支払手続きについては、適正に処理されていることを確認した。

第2 公の施設の指定管理者監査

1 袋井アリーナPFI株式会社

(1) 指定管理者

袋井市久能1724番地の1

袋井アリーナPFI株式会社 代表取締役 浮穴 浩一

(2) 指定管理施設の名称

袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）（以下「総合体育館」という。）

(3) 指定管理の期間

令和元年12月1日から令和17年3月31日（15年4か月間）

(4) 指定管理の範囲

総合体育館の施設共用等業務

(5) 指定管理の目的

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、効率かつ効果的に市内におけるスポーツ拠点施設の管理運営や事業を実施するため

(6) 指定管理の役員・役職

代表取締役1人、取締役5人、監査役1人

(7) 指定管理の管理運営体制

統括責任者1人、副統括責任者4人、維持管理責任者1人

トレーニング室スタッフ、受付スタッフ、教室・運動指導スタッフ、清掃スタッフ

(8) 指定管理委託料

6,267,419,634円

(9) 所管課

市民生活部 スポーツ政策課

(10) 指定管理の収支状況

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
サービス購入費	193,437,902	193,437,902	指定管理料
利用料金	34,980,000	32,138,665	
計	228,417,902	225,576,567	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
運営費	94,800,000	94,800,000	人件費、教室等開催費、事務費、光熱水費等
維持管理費	30,500,000	30,500,000	保守委託料、点検料等
修繕費	2,750,000	2,750,000	施設修繕費
合計	128,050,000	128,050,000	—

収入総額 225,576,567円 — 支出総額 128,050,000円 = 97,526,567円 翌年度へ繰越

(11) 団体に対する監査所見

ア 指定管理に係る管理業務は、基本協定書及び要求水準書等に基づき適正な執行がされていることを確認した。

イ 管理運営業務については、対象業務・事業を維持管理業務、運営業務、自由提案施設業務の3区分に分け、各々の計画に則り実施され、計画に対する報告書又は確認書が作成されていた。また、定期的に市と事業者構成企業によるプロジェクト統括会議を開催するなど、情報共有や調整等が確実に行われていた。

受付業務や利用料金の還付など細やかに対応をされており、利用者からの意見や苦情に対し業務改善報告書をまとめ、今後活用できる体制がとられていた。

ウ 施設の開館とほぼ同時期に新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり、施設管理や事業の実施に苦慮されたことが窺える。コロナ禍でありながらも、年々利用者数を増加させており、令和3年度においては、感染症対策を取りながら、新型コロナウイルスワクチン接種会場の提供や東京2020オリンピック・パラリンピックブラジルの事前合宿を受け入れたが、感染者の発生はなかった。コロナ禍における各対応を踏まえ、引き続き、総合体育館の適切な管理に努められたい。

エ 経理・出納に係る事務処理は、施設整備に係る借入金があるが、適切に管理され返済されている。また、決算においては、公認会計士の監査報告が添付され、総会において監査役から監査報告がされていることを確認した。

(12) 所管課に対する監査所見

ア 指定管理者の管理運営状況については、今後においても、毎年モニタリングを実施することで、事業計画や目標値に対する進捗、達成状況等の審査を強化した指導監督に当たるとともに、指定管理業務の検証及び評価を適切に行われたい。

イ PFI手法により整備され、BTO方式※により実施している施設である。袋井アリーナPFI株式会社の経営能力、技術的能力等を活用することにより、本施設が9項目の基本方針に沿って、市内スポーツの拠点施設等として、より一層活発に利用されるよう、指定管理者と協力連携を深められたい。

※ BTO方式：Build Transfer Operate方式、民間事業者が施設棟を建設し、施設等の完成後に地方自治体に所有権を移転した上で、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式

2 メロープラザサポーターグループ

(1) 指定管理者

袋井市浅羽1214番地の6

メロープラザサポーターグループ

代表者 特定非営利活動法人メロープラザサポータークラブ 理事長 寺下 伸志

(2) 指定管理施設の名称

袋井市メロープラザ（以下「メロープラザ」という。）

(3) 指定管理の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日（3年間）

(4) 指定管理の範囲

ア メロープラザの運営に関する業務

イ メロープラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ メロープラザの利用に係る料金に関する業務

エ 市民スタッフ育成に関する業務

オ メロープラザ運営協議会に関する業務

カ 市が承認した自主事業に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(5) 指定管理の目的

民間事業者の持つノウハウを活用するとともに、経費を削減するため

(6) 指定管理の役員・役職

理事長1人、副理事長1人、理事5人、監事2人

(7) 指定管理の管理運営体制

館長1人、館長補佐1人、自主事業部門、貸館事業部門、事務管理部門

(8) 指定管理委託料

119,400,000円

(9) 所管課

教育委員会 教育部 生涯学習課

(10) 指定管理の収支状況

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
使用料	3,500,000	4,334,770	メロープラザ使用料
自主事業収入	800,000	1,041,000	講座等受講料（コンサート、定期講座等）
指定管理料	39,800,000	39,800,000	—
その他雑収入	500,000	1,610,633	自動販売機設置手数料、その他雑入
計	44,600,000	46,786,403	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
事業費	23,020,000	22,982,878	人件費、光熱水費、燃料費、夜間管理、備品購入費等
管理費	16,391,000	16,044,541	施設保守管理費
自主事業費	3,710,000	3,284,660	ホール事業費、ワークショップ事業費
その他経費	1,479,000	1,321,183	租税公課、諸経費
合計	44,600,000	43,633,262	—

収入総額 46,786,403 円 — 支出総額 43,633,262 円 = 3,153,141 円 翌年度への繰越

(11) 団体に対する監査所見

- ア 指定管理に係る管理業務は、基本協定書に基づき適正な執行がされていることを確認した。
- イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中、予防対策や事業の中止・縮小等を実施することにより、来館者の健康等を考慮した運営が実施されたことを確認した。なお、2階通路兼共有スペースについては、常に整理整頓に心掛け、来館者にとって心地よく、施設全体に活気や明るさが感じられるような施設管理に努められたい。
- ウ 出納に係る事務処理は、適正に処理されていることを確認した。利用料金等現金の取扱いもあることから、預金通帳や現金等の管理に注意し、経理規程等に則り、今後も適正な処理を継続されたい。

(12) 所管課に対する監査所見

- ア 指定管理者の管理運営状況については、今後においても、毎年モニタリングを実施することで、事業計画や目標値に対する進捗、達成状況等の審査を強化した指導監督に当たるとともに、指定管理業務の検証及び評価を適切に行われたい。指定管理者制度の適用は令和2年度からであることから、モニタリングの結果による指導は元より、随時、連絡や相談等に適切に対応されたい。
- また、計画されている浅羽支所利活用事業「(仮称)袋井市こども交流館あそびの杜」の整備にあたっては、指定管理者や利用者の意見を参考にしながら、本施設の活用も併せて検討されたい。
- イ 竣工、開館から13年目であるため、部分的に修繕が必要な場所が見受けられた。施設が多くの人に活用され続けるためには、予防保全に努め、早期に対応することが肝要であり、施設の長寿命化にも繋がっていく。施設に人が集まり、利用され続けるため、適正な修繕等を指定管理者と連携し対応されたい。